

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の68第6項及び国税徴収法131条の規定に基づく配当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、請求人の個人事業税に係る滞納都税（別紙1「滞納都税内訳書兼督促状発付日一覧」記載のとおり。以下「本件滞納都税」という。）を徴収するため、平成30年3月23日付けでした配当処分（内容は別紙2「配当計算書」記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、これらのことから本件処分の取消しを求めているものと解される。

本件差押処分については、差押調書（謄本）に「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して書面をもって審査請求することができます。」との教示文が記載されており、また、〇〇都税事

務所に所属する職員により当該教示文について口頭で説明があったにもかかわらず、本件処分を行うことは、本件差押処分に対する不服申立ての実質部分の権利を奪うものであり、また、信義誠実の原則違反、禁反言の法理に反するものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年7月23日	諮問
平成30年8月29日	審議（第24回第3部会）
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

- (1) 法によれば、納税者が納期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないと規定している（法72条の66第1項）。そして、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定している。上記徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分

の例によることとされている（法72条の68第1項1号及び6項）。

- (2) 本件に関連する徴収法の規定は、次のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読み替えを行って表示する。）

債権の差押えは、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することにより行い（62条）、徴税吏員は債権を差し押さえたときは差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならないとしている（54条）。徴税吏員は差し押さえた債権の取立をすることができ（67条）、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭については徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない（128条）、配当に当たっては配当計算書を作成し、その謄本を滞納者等に発送しなければならない（131条）。

2 本件処分について

- (1) 請求人は本件滞納都税の各納期限までに本件滞納都税を完納しなかったことから、処分庁は各督促状を発付したが、各督促状の発付日から10日を経過しても、本件滞納都税は完納されなかったことが認められる。
- (2) そのため、徴税吏員は、請求人の財産を調査した上、差押調書により本件差押処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、支店に交付し、同通知書が到達したことにより差押えの効力が生じたことから、請求人に対して差押調書（謄本）を送付したことが認められる。
- (3) そこで、処分庁は、本件差押債権について取立てを行い、配当計算書を配達証明郵便で請求人宛てに送付した（本件処分）ことが認められる。
- (4) 以上のとおり、本件処分は、上記1の法令の定めに基づいて適正に行われていることから、本件処分に違法又は不当な点があると

は認められない。

- 3 これに対し、請求人は前記（第3）のとおり主張する。すなわち、本件処分は差押処分に対して審査請求する権利を奪うものであることから、差押処分に対して審査請求できる期間又は差押処分に対する審査請求に対する裁決があるまで本件処分を行うべきではないと主張するもののように解される。

しかし、法19条の7第1項は、「審査請求は、その目的となった処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、その財産の価格が著しく減少するおそれがあるとき、又は審査請求した者から別段の申し出があるときを除き、その審査請求に対する裁決があるまで、することができない。」と規定している。ところで、本件において差し押さえた財産は、別紙3「差押目録」記載の債権であり、「債権」は、徴収法第5章第3節の定めるところによりなされる換価の対象となる差押財産には該当しない（徴収法89条1項）。そうすると、本件には換価に関する規定である法19条の7第1項ただし書の規定の適用はなく、本件差押処分に対する審査請求によって、本件滞納都税に係る賦課又は徴収の続行を妨げられることはない。したがって、本件差押処分に続いて審査請求や審査請求に対する裁決を経ず本件処分を行うことは何ら法令の定めを反した措置であるということとはできないことから、請求人の主張は理由がないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 1 から別紙 3 まで (略)